

都市計画法第29条に基づく開発許可 提出書類・図面のチェックリスト

※申請にあたっては、あらかじめ下記チェックリスト注意事項のとおり図面が作成されているか、添付忘れがないか確認し、
□にチェックを入れたものを申請書に付けて提出してください。（添付が必要ない場合は、チェック欄に斜線を引いてください）
※審査の結果、チェックリストの注意事項以外について補正等が必要になる場合がありますので、ご容赦ください。

	名称	添付要件	注意事項	チェック
0	共通（図面）	必須	・各図面で開発区域（申請区域）が朱書きにより明記されている	☐
			・各図面に方位、縮尺、杭間距離の記載があり、また、相違がない	☐
			・各図面の作成者が明記されている	☐
			・各図書のタイトルが明記されている ※注：現況写真、各種構造図など記載漏れが多い	☐
			・各図書の図面上の記号に対し凡例が明記されている	☐
1	申請書	必須	・「2. 開発区域の面積」は登記上の面積ではなく、実測または求積により求めた面積を記載している	☐
			・「7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別」欄には、「自己の居住の用に供されるもの」、「自己の業務の用に供されるもの」、「その他のもの（非自己用）」のいずれかが記載されている（分譲住宅や共同住宅は「その他のもの（非自己用）」）	☐
			・「8 法第34条の該当号及び該当する理由」には、法令（条例）／該当理由が正しく記載されている（該当する場合） （例：法第34条第12号 市条例第5条第1項第2号イ／市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅）	☐
			・「9 その他必要な事項」欄には、農地の転用許可を要する場合に「農地法第5条許可同時申請」と記載されている	☐
2	委任状	代理申請の場合	・代理人は申請行為を行う資格を有する者である	☐
			・代理人の住所（所在）、氏名（法人名・代表者名）、郵便番号、電話番号、FAX番号（E-mailアドレス可）を記入、法人の場合は担当者名記入	☐
			・申請内容に合った委任事項が記載されている （例：都市計画法第29条第1項の許可申請（訂正・受領含む）及び届出の提出から工事完了検査済証の受領まで） ※注：公告前建築等承認申請、開発許可事項変更許可申請を代理申請する場合は別途委任状が必要となる	☐
			・申請者（委任者）の住所、氏名、押印がある	☐
			・申請地が明記されている	☐
			・委任の日付が明記されている	☐
3	案内図	必須	・周辺の公共施設等が掲載されており、申請地の場所が分かるものである	☐
4	都市計画図	必須	・原図又はカラーコピーされたものである	☐
			・カラーコピーされたものを提出する場合、都市計画図（写し）と明示してある	☐
			・方位、縮尺が記載されている	☐
			・申請地が朱書きにより明記されている	☐
5	理由書	市街化調整区域の場合	・申請地（市街化調整区域）で開発行為を行わなければならない理由が明記されている ※注：立地基準に適した理由となっていること	☐
			・申請者の住所、氏名が明記されている	☐
		内容により	・個別な事情がある場合は、その理由や説明がなされている	☐
6	公共施設の管理に関する同意申請書	公共施設等の新設がない場合	・日付は開発許可申請書と同一の日付（申請日）となっている	☐
			・私道等の場合は、その権利者又は管理者の同意書が別途、添付されている	☐
			・国道、県道、その他の公共施設の場合は、管理者の同意書が別途、添付されている（正本に原本一式、副本に写し一式）	☐
7	土地全部事項証明書（法務局で取得した原本）	必須	・申請時前6か月以内のものである	☐
			・正本に原本、副本に写しを添付している	☐
			・立地基準（長期居住など）により申請者又は親族が土地を所有している また、農地を取得する予定の場合は農地法第5条許可を停止条件とした所有権移転仮登記が完了している	☐
8	公図の写し（法務局で取得した原本）	必須	・申請時前6か月以内のものである	☐
			・開発区域（申請区域）が朱書きにより明記されている	☐
			・正本に原本、副本に写しを添付している	☐

都市計画法第 29 条に基づく開発許可 提出書類・図面のチェックリスト

	名称	添付要件	注意事項	チェック
9	土地・工作物の所有者の同意書 ※各同意者の印鑑証明書も提出	申請者以外の所有者がある場合	・同意者の現住所が、登記上や印鑑証明書の住所と異なる場合、転居がわかるもの（住民票など）が添付されている	☐
			・抵当権、根抵当権、賃借権、地上権、質権等が設定されている場合、当該権利者の同意がある（開発区域の土地の同意書とは別に作成しても支障ない）	☐
			・開発区域外で工事がある場合（給排水埋設工事、ブロック塀等）、工事を行う土地の所有者の同意がある（開発区域の土地の同意書とは別に作成しても支障ない） ※注：関連する隣地の土地全部事項証明書を添付	☐
			・開発区域の境界上に既存ブロック塀等があり改修又は土圧が掛かる盛土等を行う場合は当該隣地所有者の同意がある（開発区域の土地の同意書とは別に作成しても支障ない） ※注：関連する隣地の土地全部事項証明書を添付	☐
			・開発区域の境界上に既存ブロック塀等があり改修等行わない場合は同意書の添付は不要であるが隣地の土地所有者に実施する開発行為の計画について説明し了承を得ている	☐
			・土地の所在及び地番、地目、地積、権利の種類、工作物の所在地番、家屋番号、用途、延べ面積が登記上と一致している	☐
			・印鑑証明書は申請時前 3 ヶ月以内のものである	☐
10	農用地除外証明書	農地の場合	・申請者と除外の事業計画者に相違がない	☐
			・申請時前 6 ヶ月以内のものである	☐
			・正本に原本、副本に写しを添付している	☐
11	申請地現況写真	必須	・ 2 方向以上撮影するとともに、撮影位置・方向を現況図等に明記している	☐
			・写真に区域の朱書きをしている	☐
			・写真はカラーであり画素数が荒くなく鮮明である	☐
			・写真サイズは概ね縦 84mm、横 113mm 以上である	☐
12	求積図 ※座標法又は三斜法により作成	必須	・縮尺が 1／500 以上である	☐
			・申請区域が朱書きで囲われている	☐
			・方位が記入されている。	☐
			・計算に誤りはない	☐
			・杭間距離が記入されている（他図面と整合している）	☐
			・辺長の繰上げ下げ、四捨五入が統一されている（他図面と整合している）	☐
			・区画を分ける場合、全体求積図と区画ごとの求積図を添付 ※注：全体求積図の面積を開発区域の面積とする	☐
			・全体求積図の敷地面積と他の書類の開発区域の面積が整合している	☐
13	現況図	必須	・縮尺が 1／2,500 以上である	☐
			・申請区域が朱書きで囲われている	☐
			・方位が記入されている。	☐
			・敷地境界杭の種別が記載されている。	☐
			・市道の番号、認定幅員、道路種別が記載されている（道路台帳と相違ないこと）	☐
			・国道、県道の番号又は路線名、道路種別が記載されている（道路台帳と相違ないこと）	☐
			・私道の種類に応じた道路種別やその他の情報が記載されている。 (1) 道路位置指定の場合：指定番号、指定年月日、現況幅員 (2) 開発による道路の場合：許可番号、許可年月日、現況幅員 (3) 法第 42 条第 1 項第 3 号の場合：現況幅員 (4) 法第 42 条第 2 項の場合：元道幅員、現況幅員、後退ライン	☐
			・道路の現況幅員（幅員が一定でない場合は最大と最小）が記載されている	☐
			・各境界線名（道路境界線・隣地境界線）が正しく記載されている（水路等及び建築基準法に該当しない道路（法定外道路）の場合は隣地境界線）	☐
			・既存ブロック塀等がある場合、構造、段数、段数毎の範囲、天端高さ、内外芯積みの別が記載されている	☐
			・土地利用の状況（更地、駐車場、住宅の敷地等）が記載されている	☐
			・現況の地盤高さが明記されている	☐
			・開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設・公益施設の位置及び形状が明示されている	☐
			・開発区域内及び開発区域周辺の公園、緑地、広場、河川、水路の位置・形状 河川又は水路の幅員が明示されている	☐
			・建築物及び既存擁壁（練積み造、コンクリート造）等の工作物の位置及び形状が明示されている	☐
			・申請地現況写真と相違がない	☐
		開発区域の面積が 1ha 以上	・令第 28 条の 2 第 1 号に規定する樹木及び樹木集団の位置	☐
			・令第 28 条の 2 第 2 号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置	☐

都市計画法第 29 条に基づく開発許可 提出書類・図面のチェックリスト

	名称	添付要件	注意事項	チェック
14	土地利用計画図	必須	・縮尺が 1／1, 000 以上である	☐
			・申請区域が朱書きで囲われている	☐
			・方位が記入されている	☐
			・敷地に係る予定建築物の用途が記載されている	☐
			・市道の番号、認定幅員、道路種別が記載されている（道路台帳と相違ないこと）	☐
			・国道、県道の番号又は路線名、道路種別が記載されている（道路台帳と相違ないこと）	☐
			・私道の種類に応じた道路種別やその他の情報が記載されている。 (1) 道路位置指定の場合：指定番号、指定年月日、指定幅員 (2) 開発による道路の場合：許可番号、許可年月日、許可幅員 (3) 法第 42 条第 1 項第 3 号の場合：現況幅員 (4) 法第 42 条第 2 項の場合：元道幅員、現況幅員、後退ライン	☐
			・道路の現況幅員（幅員が一定でない場合は最大と最小）が記載されている	☐
			・各境界線名（道路境界線・隣地境界線）が正しく記載されている（水路の場合は隣地境界線）	☐
			・各境界杭が全て設けられている（計算点は不可）	☐
			・各境界杭について、杭種が記載されている（プラスチック杭ではなくコンクリート製品等強固なもの）	☐
			・区画割を行う場合、区画境界線が記載されている	☐
			・区画割を行う場合、各区画境界の杭種が記載されている（プラスチック杭ではなくコンクリート製品等強固なもの）	☐
			・既存ブロック塀等がある場合、既設の旨、構造、段数、天端高さ、内外芯積みの別が記載されている	☐
			・新設ブロック塀等がある場合、新設の旨、構造、段数、天端高さ、内外芯積みの別が記載されている	☐
			・造成後の地盤高さが明記されている	☐
			・造成（盛土）がある場合、盛土を転圧する厚さ（例：30cm 毎）が明記されている	☐
			・のり面（がけを含む）の位置及び形状が明示されている （30° 以内かつ 30cm 以上の平場を設けるものとし、その旨を記載）	☐
			・区域内に駐車スペースを設ける場合、屋根がない旨が記載されている	☐
			・路地状敷地の場合、路地状部分の中心延長及び始点、中点、終点の幅員が記載されている	☐
			・排水承認を取得する（している）場合、承認番号、承認年月日が明記されている	☐
			・占用許可又は法定外公共物使用許可を取得する（している）場合、許可番号、許可年月日、占用（使用）範囲が明記されている	☐
			・開発区域周辺の河川、水路の位置・形状・幅員が明示されている	☐
			・開発区域内の道路や水路を付け替える場合、その位置、形状、幅員が記載されている	☐
			・公益的施設の位置、形状、名称及び面積が記載されている	☐
			・樹木又は樹木の集団の位置が記載されている	☐
			・緩衝帯の位置、形状及び幅員が記載されている	☐
			・消防水利の位置及び形状が記載されている	☐
			・遊水池（調整池）の位置及び形状が明示されている	☐
			・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置が記載されている	☐

都市計画法第 29 条に基づく開発許可 提出書類・図面のチェックリスト

	名称	添付要件	注意事項	チェック
15	造成計画平面図	必須	・縮尺が 1／1，000 以上である	☐
			・申請区域が朱書きで囲われている	☐
			・方位が記入されている。	☐
			・市道の番号、認定幅員、道路種別が記載されている（道路台帳と相違ないこと）	☐
			・国道、県道の番号又は路線名、道路種別が記載されている（道路台帳と相違ないこと）	☐
			・私道の種類に応じた道路種別やその他の情報が記載されている。 (1) 道路位置指定の場合：指定番号、指定年月日、現況幅員 (2) 開発による道路の場合：許可番号、許可年月日、現況幅員 (3) 法第 42 条第 1 項第 3 号の場合：現況幅員 (4) 法第 42 条第 2 項の場合：元道幅員、現況幅員、後退ライン	☐
			・道路の現況幅員（幅員が一定でない場合は最大と最小）が記載されている	☐
			・各境界線名（道路境界線・隣地境界線）が正しく記載されている（水路の場合は隣地境界線）	☐
			・各境界杭が全て設けられている（計算点は不可）	☐
			・各境界杭について、杭種が記載されている（プラスチック杭ではなくコンクリート製品等強固なもの）	☐
			・区画割を行う場合、区画境界線が記載されている	☐
			・区画割を行う場合、各区画境界の杭種が記載されている（プラスチック杭ではなくコンクリート製品等強固なもの）	☐
			・既存ブロック塀等がある場合、既設の旨、構造、ブロック幅、段数、天端高さ、内外芯積みの別が記載されている	☐
			・新設ブロック塀等がある場合、新設の旨、構造、ブロック幅、段数、天端高さ、内外芯積みの別が記載されている	☐
			・造成（盛土）がある場合、盛土を転圧する厚さ（例：30cm 毎）が明記されている	☐
			・のり面（がけを含む）の位置及び形状が明示されている 30° 以内かつ道路境界沿いの場合 30cm 以上の平場が設けられている	☐
			・切土は黄色、盛土は茶色で着色し、凡例が記載されている	☐
			・ベンチマークの位置、高さが記載されている	☐
			・現況と造成後の地盤高さが記載されている（それぞれ標記を分け、凡例に記載）	☐
			・小規模開発の場合は、土地利用計画図と合わせ図示してもよい	☐
			・遊水池（調整池）の位置及び形状が明示されている	☐
		開発区域の面積が 1ha 以上	・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。	☐
16	造成計画横断面図	必須	・切土は黄色、盛土は茶色で着色し、凡例が記載されている	☐
			・現況と造成後の地盤高さが記載されている	☐
			・申請地及び隣地の地盤高が記載されている	☐
			・各境界線名（道路境界線・隣地境界線）が正しく記載されている（水路の場合は隣地境界線）	☐
			・盛土を転圧する厚さ（例：30cm 毎）が明記されている	☐
			・既存ブロック塀等がある場合、既設の旨、構造、ブロック幅、段数、天端高さ、内外芯積みの別が記載されている	☐
			・新設ブロック塀等がある場合、新設の旨、構造、ブロック幅、段数、天端高さ、内外芯積みの別が記載されている	☐
			・のり面（がけを含む）の位置及び形状が明示されている 30° 以内かつ道路境界沿いの場合 30cm 以上の平場が設けられている	☐
			・造成計画平面図と整合している	☐
17	コンクリートブロック造擁壁等構造図	コンクリートブロック造擁壁を設ける場合	・天端の処理（コンクリート又はモルタル）が明記されている	☐
			・申請地及び隣地の地盤高が記載されている	☐
			・各境界線名（道路境界線・隣地境界線）が正しく記載されている（水路の場合は隣地境界線）	☐
			・ベース及びブロック部分の配筋（縦横のピッチ、鉄筋太さ）が明記されている	☐
			・擁壁天端上にフェンス等を設置する場合、その種類・構造等が明記されている ※プレキャスト擁壁の場合などは構造上支障ないことが確認できるカタログ等の添付	☐
			・白岡市開発行為等指導要綱細則第 2 条の基準に適合した構造である （設計者が安全性を確認した場合は、その旨を図面に明記している） ※設計者が安全性を確認した場合でも建築基準法施行令第 62 条の 8 等の他法令に遵守していること	☐

都市計画法第 29 条に基づく開発許可 提出書類・図面のチェックリスト

	名称	添付要件	注意事項	チェック
18	L 型擁壁構造図	L 型擁壁を設ける場合	・ 構造計算等により安全性が確認されている（計算書提出） ※認定を受けているプレキャストの場合は認定書とカタログ等（設計条件が分かるもの）、設計条件を満たしていることが確認できる書類（地質調査、地盤改良設計等）を添付することで構造計算書は不要とする	☐
			・ 認定擁壁の場合は、認定どおり施工条件、施工方法となっている	☐
			・ 各種配筋（縦横のピッチ、鉄筋太さ）が明記されている	☐
			・ 天端の処理（コンクリート又はモルタル）が明記されている	☐
			・ 擁壁天端上にフェンス等を設置する場合、その種類・構造等が明記されている	☐
19	排水計画図 ※土地利用計画図に含めても可	必須	・ 縮尺が 1／1, 000 以上である	☐
			・ 申請区域が朱書きで囲われている	☐
			・ 方位が記入されている。	☐
			・ 隣地への雨水流出対策がされている（マウントアップ不可）	☐
			・ 各種配管の材質、管径、勾配（污水）、流水方向が記載されている	☐
			・ 管径及び勾配が適切に計画されている	☐
			・ 管径の 120 倍以内に柵が設置されている ※注釈で管径の 120 倍以内に柵を設ける旨も記載すること	☐
			・ 各種柵の材質、口径が明記されている（凡例表記可）	☐
			・ 雨水最終柵のオーバーフロー管はφ75 以下で計画されている	☐
			・ 污水最終柵、雨水最終柵が明記されている	☐
			・ 浄化槽を設ける場合、人槽が明記されている	☐
			・ 排水計画（排水ルート等）が排水承認申請書の内容と相違ない	☐
			・ 排水先が明記されている（道路側溝へ放流 など）	☐
		開発区域が 1 ha 以上の場合	・ 県の雨水流出増加行為許可申請書の内容と相違ない	☐
20	排水接続断面図	市道側溝又は水路等に放流する場合	・ 雨水最終柵のオーバーフロー管はφ75 以下で計画されている	☐
			・ 污水最終柵、雨水最終柵のいずれも泥溜が 150mm 以上確保されている	☐
21	雨水浸透柵等構造図	必須	・ 今回計画における寸法が明記されている（標準寸法は不可）	☐
			・ 碎石に透水シート全周巻きされている	☐
			・ 碎石の下部にフィルター層（砂）100mm が設けられている	☐
			・ 碎石厚等の寸法が記載されている （例：トレンチ管の側面から左右碎石端までの寸法、トレンチ管の底面から碎石下端など）	☐
			・ 接続している配管の径が記載されている	☐
			・ 雨水浸透処理施設等について、白岡市開発行為等指導要綱細則第 9 条の基準に適合した構造、算定方法である（計算式を記載：別紙でも可）	☐
22	雨水流出増加行為許可申請書の写し	開発区域が 1 ha 以上の場合	・ 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」の許可内容と、排水計画に相違がない また、許可書の写し一式を正本、原本を副本に添付	☐
23	浄化槽認定書	浄化槽を設ける場合	・ 複数の人槽の型式が記載されている場合、使用する人槽が分かるようマーキング等がされている	☐

都市計画法第 29 条に基づく開発許可 提出書類・図面のチェックリスト

【その他の提出書類】

	添付要件	提出書類（注意事項）	チェック
1	自己用の住宅以外の場合	・ 設計説明書	☐
2	開発区域の面積が 1 ha 以上の場合	・ 設計者の資格に関する書類（資格証明書又は卒業証明書の写しを添付）	☐
3	非自己用、又は住宅以外で開発区域の面積が 1 ha 以上の場合	・ 会社登記簿謄本（法務局で取得した原本・申請時前 6 か月以内のもの・正本に原本、副本に写しを添付している）	☐
		・ 資金計画書（残高証明書及び融資証明書を添付）	☐
		・ 申請者の信用に関する書類（業務経歴書、前年度の納税証明書）	☐
		・ 工事施工者の能力に関する書類（建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書）	☐
4	開発区域内に、過去に開発許可等を取得した土地が含まれる場合	・ 開発許可証の写し、又は開発登録簿	☐
5	開発区域内に、旧住宅地造成事業施行地内の土地が含まれる場合	・ 旧住宅地造成事業の検査済証の写し	☐
6	開発区域内に既存の建築物があり、引き続き利用する場合	・ 建築確認通知書の写し、又は建築計画概要書（完了検査未受検の場合は、既存建築物に法令違反がないことを確認する）	☐
		・ 建物全部事項証明書（申請時前 6 ヶ月以内のもの） ※登記されていない場合は、既存家屋証明書を提出	☐
		・ 建築基準法適合調査のためのガイドラインに基づいた調査報告書（無確認の建築物の場合）	☐
7	市が管理する道路、水路等へ放流する場合	・ 排水承認書の原本を副本に、原本の写し一式を正本に添付	☐
8	市が管理する道路、水路等を占有する場合	・ 占用許可又は法定外公共物使用許可の原本を副本に、原本の写し一式を正本に添付	☐

都市計画法第 29 条に基づく開発許可 提出書類・図面のチェックリスト

【立地基準に関する追加書類】

	立地基準	添付要件	提出書類（注意事項）	チェック
1	法第 34 条第 1 号	医療施設	・ 医師、歯科免許の免許証の写し	☐
2			・ 既存施設がある場合は、既存施設の開設許可証の写し	☐
3		社会福祉施設	・ 法令の根拠等が確認できる資料	☐
4			・ 施設の事業内容、利用者等が確認できる資料	☐
5		物品販売店舗	・ 取引証明書（証明者が個人の場合は営業証明、法人の場合は法人登記簿謄本及び証明者の印鑑証明書を添付）	☐
			・ チェーン加盟契約書	☐
6		自動車修理工場	・ 油水分離槽の構造図	☐
			・ 自動車整備士の資格証等	☐
7	法第 34 条第 4 号	必須	・ 農産物の入手に関する資料 例）入手地域別一覧表（金額・数量）、取引証明書（証明者が個人の場合は営業証明、法人の場合は法人登記簿謄本及び証明者の印鑑証明書を添付）	☐
8			・ 生産（販売）計画、収支計画、雇用計画、経営分布図等	☐
9		申請者が農家	・ 農家証明書	☐
10		設備機器がある場合	・ 設備機器等の配置計画、設備機器等の見積り	☐
11		補助金を受ける場合	・ 対象となる補助金（補助制度）の資料	☐
12	法第 34 条第 9 号	ドライブイン等	・ 取引証明書（証明者が個人の場合は営業証明、法人の場合は法人登記簿謄本及び証明者の印鑑証明書を添付）	☐
			・ チェーン加盟契約書	☐
13		給油所	・ 燃料の取引証明書（証明者の印鑑証明書を添付）	☐
14			・ 油水分離槽の構造図	☐
15	法第 34 条第 12 号	必須	・ 住民票（申請者、長期居住者）、戸籍謄本（申請者、申請者と長期居住者の血縁関係を追える各親族のもの、長期居住者）、戸籍謄本の附票（長期居住者が転居等をしている場合）	☐
16	①市条例第 5 条第 1 項第 2 号ア：線引前所有地自己用住宅	申請者が借家の場合	・ 現在居住している物件の借家契約書（賃貸期間が切れていないこと）	☐
17	②市条例第 5 条第 1 項第 2 号イ：市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅	申請者が親族等と同居の場合	・ 現在居住している物件の建物全部証明書又は家屋証明書	☐
18	③市街化調整区域に線引前から居住する者の親族のための自己用住宅	長期居住者が市外在住の場合	・ 長期居住者の所在地に関する市街化調整区域証明書	☐
19		登記が閉鎖されている場合	・ 土地閉鎖謄本（各基準の要件となる年数等が確認できるもの）	☐
20	法第 34 条第 12 号 市条例第 5 条第 1 項第 3 号：市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物	必須	・ 住民票、附票	☐
21			・ 20 年以上居住する住所の位置図（申請地から 50 メートルの円を図示）	☐
22	法第 34 条第 12 号 市条例第 5 条第 1 項第 4 号：公共移転	必須	・ 移転対象となる既存建築物の建物全部事項証明書、家屋の課税（所在）証明	☐
23			・ 移転対象となる既存建築物の建築確認通知書の写し、又は建築計画概要書	☐
24			・ 移転対象となる既存建築物の現況写真	☐
25			・ 事業者が発行した収用等を証明する書類	☐
26	法第 34 条第 12 号 市条例第 5 条第 1 項第 7 号：集会所	必須	・ 自治会等規約、自治会等構成員名簿	☐
27			・ 集会場建築にかかる自治会等の会議録	☐
28		補助金を受ける場合	・ 対象となる補助金（補助制度）の資料	☐
29	法第 34 条第 12 号	必須	・ 既存建築物の建物全部事項証明書、家屋の課税（所在）証明	☐
30	市条例第 5 条第 1 項第 8 号：敷地拡張		・ 既存建築物の建築確認通知書の写し、又は建築計画概要書	☐